



介護事故後の証拠保全に備えよう

～知ることで組織を守る～



介護経営ドットコム

# 目次

証拠保全という手続の存在を知る .....	4
ケーススタディ .....	5
賠償問題の全容 .....	6
証拠保全手続きの流れ.....	7
まとめ .....	9



弁護士法人かなめ  
代表弁護士 畑山浩俊

介護事業は日本を支えるインフラです。

介護保険制度がスタートしてから20年以上が経ちましたが介護事業所を取り巻く環境は日に日に厳しくなっています。

介護保険制度の改定への対応、労働トラブル、利用者や家族とのトラブル、個人情報保護法対応等、法的な専門性の高い種々の問題が生じる介護現場において、法律家のサポート体制の充実化は重要性が高まっています。

しかし、日本の弁護士数は約4万人強と極めて少なく、その分布は都市圏に集中しています。数十人程度の弁護士しか存在しないエリアも多数あり、日本全国にある介護事業所へ適切なリーガルサービスを提供する体制がありません。

「介護現場に法的インフラをあまねく普及し、現場をサポートすることをもって組織を活性化すること」

我々弁護士法人かなめはこのミッションを掲げ、介護現場における法的課題を解決していきます。

# 証拠保全という手続の存在を知る：定義

民事訴訟において、あらかじめ証拠調べをしておかなければ  
その証拠を使用することが困難な事情がある場合に実施される  
証拠調べ手続き

# ケーススタディ

社会福祉法人かなめは特養、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等種々の介護保険サービスを提供しています。デイサービスの利用者であるAさんは普段からかき込んでご飯を食べる癖があり、担当職員も食事介助中に苦労していました。

ケアマネもご家族とサービス提供について話し合う中で「かき込んで食べると誤嚥のリスクがあること」を何度も伝えていました。ご家族もそれには理解を示していましたが、利用者は食べることが唯一の楽しみであったため、機嫌を損ねないように何とか普通食で食事提供する日々が続きました。加齢と共に嚥下機能は衰えて、今までも複数回、デイサービスの利用中に食事を喉に詰まらせ、誤嚥する事故がありました。幸い大事に至っていませんでしたが、普通食から粗刻み食に切り替え、サービス提供は続きます。

しかし、ある日、最悪の事態が発生します。いつものようにかき込んで食事する利用者に飲み物を取ってこようとその場を離れ、戻ってきた職員は、うずくまっている利用者を発見します。誤嚥事故が発生したのです。すぐに応急処置を施し、救急車を要請し、迅速に対応しました。しかし、利用者は意識不明となってしまう、3ヶ月の時間が経過しました。その後、死亡しました。

ご家族はデイサービス利用中は「気難しい本人ですが、本当にいつも良く対応して下さって助かっています」と良好な関係でしたが、事故後、態度は一変します。

「誤嚥事故が起こったのは全て事業所が悪い」「どう責任を取ってくれるんだ」等々対応が難航します。

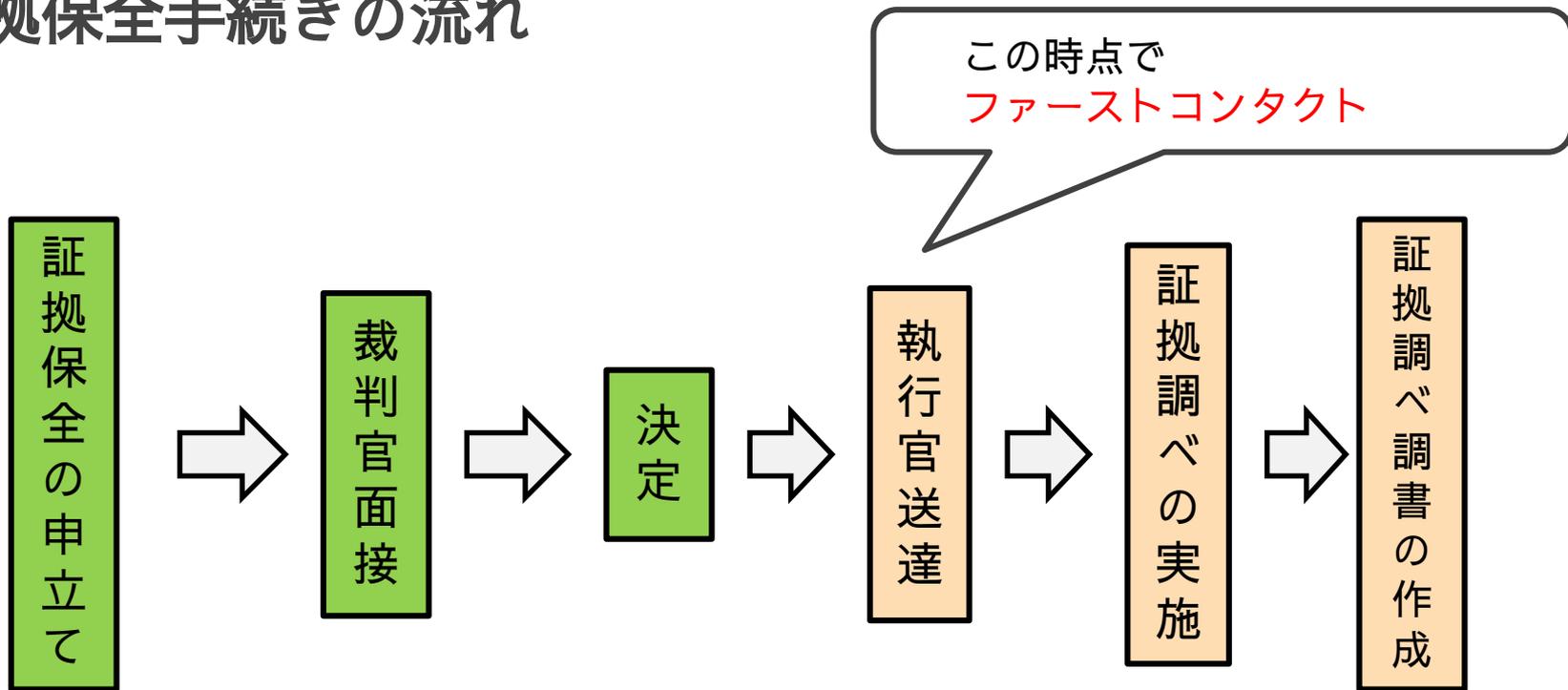
# 賠償問題の全容

①安全配慮義務違反

②因果関係

③損害

# 証拠保全手続きの流れ



※執行官送達から実施まで  
わずか2時間程度



# まとめ

- ・自分たちで対応せずすぐ顧問弁護士に相談できる環境を作る
- ・日ごろから研修をする